

運輸・交通施策の推進に関する要望

運輸・交通施策の更なる推進及び地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 整備新幹線について

- (1) 整備新幹線の建設財源を安定的に確保し、早期開業を目指すとともに、未着工区間については早期の着工及び事業化を推進すること。
- (2) 整備新幹線の建設費に対する沿線自治体の負担について財源措置を講じること。

2. 整備新幹線の並行在来線について

- (1) 並行在来線のJRからの経営分離後も、安定的な経営を維持できるよう、事業資産の無償譲渡、初期投資への起債充当及び交付税措置など事業運営に対する財政支援措置を講じること。
- (2) 貨物鉄道線路使用料に関する調整制度の充実を図ること。

3. リニア中央新幹線の早期実現に向けて、調査終了後は直ちに整備計画に格上げするとともに、実用化確認試験について期間短縮に努めること。

4. 鉄軌道の整備促進等について

- (1) 主要幹線鉄道、都市鉄道、地方鉄道及びLRT等の鉄軌道の利便性の向上及び整備促進に必要な財政支援措置を講じること。
- (2) 鉄道軌道輸送高度化事業費補助について、安全運航に不可欠な鉄道基盤整備（線路・電路や車両等）の維持修繕費についても助成の対象とするよう支援措置のさらなる拡充を図ること。
- (3) 鉄道駅等の交通結節点の整備を推進するため、駅前広場・自由通路等の整備に係る協議調整・手続きのルール化及び公的位置づけを検討すること。

5. 高齢者、身体障害者等の移動の円滑化（バリアフリー化）について

- (1) 駅周辺における交通環境のバリアフリー対策や、公共交通事業者等が行うバリアフリー化整備事業に対し、必要な財政措置を講じること。
- (2) 円滑化事業の対象となる特定旅客施設の要件となっている「一日あたりの利用者数」の基準を引き下げること。
- (3) 高齢者や障害者等の利用実態により対象とする施設についても、特定旅客施設と同様の措置を講じ、事業実施の目標時期を明確化すること。

6. 鉄道駅周辺地域における放置自転車等の解消を図るため、「自転車法」を改正し、鉄道事業者に駅周辺への自転車等駐車場の設置を含む対応策を義務づけること。

また、駐輪場設置のための鉄道用地について、無償貸与とする等の適切な措置を講じること。

7. 空港の整備の推進等について

- (1) 空港施設及び周辺地域の総合的な整備を積極的に推進し、空港を活用した地域振興策を積極的に推進すること。
- (2) 乗継便の運賃割引制度の拡充に対する支援措置を講じること。

8. 国内海上輸送における支援について

- (1) 今般の高速道路料金の引下げの影響を受けている、フェリー等旅客船事業者への支援施策を早急に講じるとともに、内航フェリー全般の維持について、長期的な対策を講じること。
- (2) 港湾施設使用料減免など、地方が行うフェリー等旅客船事業者支援施策に必要な財源措置を確実に講じること。

9. 水上バイクによる死亡・傷害事故が多発していることから、違反行為を厳格に取り締まれるよう執行体制の強化をするとともに法令及びルールの周知徹底を図ること。

10. 国民生活の安全・安心を守るため、沿岸警備・海上保安体制を強化すること。